

1. 危機意識

昨年末、受験を控えた2名の中学生が襲われ死傷する非常に残念な事件がありました。また、年明けには日向灘で地震が発生し、霧島市でも震度4を記録しています。事件や災害は自分の意志に関係なく発生し、平穏な日常を一変させます。もしもの時でも人は「平常性バイアス」という心理に陥りやすいそうです。「深刻な事態が起こっても自分は大丈夫」と知らないうちに被害が拡大してしまうのです。そうなる前に、周りの状況を素早く把握し行動に移せるよう、危機意識を持って生活することが大切です。



2. 自転車の危険運転に新たな罰則

令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車危険運転に対する罰則が強化されました。

違反者には、**6か月以下の懲役**または**10万円以下の罰金**が科せられます。

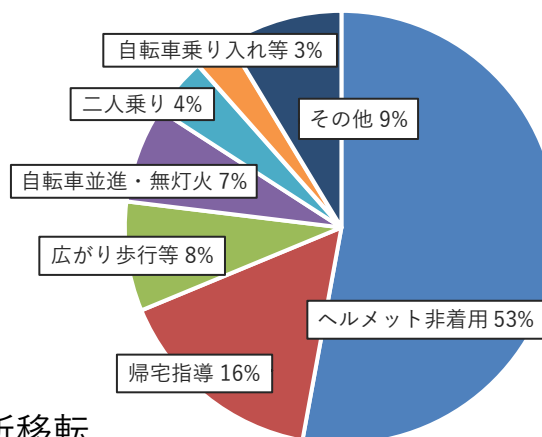
ながらスマホ	傘さし運転	イヤホン等の装着
 スマートフォン等を手に持ち、通話したり画面を注視したりする行為。 ホルダーで取り付けた状態で地図アプリなどを使用する場合も、走行中の操作・注視は罰則の対象。 ※停止中の操作は対象外	 傘をホルダーで固定または手で持ち、視野を妨げたり安定を失ったりするおそれのある運転は罰則の対象。 雨天時の自転車走行は、レインコートなどの雨具使用が推奨されている。 (鹿児島県道路交通法施行細則より)	 周囲の音が聞こえにくい状態での運転は禁止。骨伝導イヤホンや、片耳だけの装着でも、音楽等に集中する可能性があるため、違反と見なされる場合がある。(チューリッヒ保険会社 HP「自転車のイヤホン使用は違反?片耳は?ながらスマホ運転の罰則強化」より)

3. 補導活動で気になったこと

自転車でのヘルメット着用が義務付けられたこともあり、着用率は上がっているものの、自転車/バイク事故の3割が「ヘルメット離脱」での死亡といわれています。

令和6年度の補導内容53%を占めるヘルメット非着用のうち13%が、あご紐の非着用です。もしもの時に備えることができるのは、自分自身の日々の心掛けであるという危機意識を持って生活しましょう。

【R6.04～R7.01の指導件数割合】



4. 「霧島市立青少年育成センター」の事務所移転

令和7年4月1日から「霧島市立青少年育成センター」の事務所が社会教育課内へ移転します。

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1
霧島市教育委員会 社会教育課内
(霧島市役所別館3階)